

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	水道事業認可等事務取扱費	事業開始年度	平成21年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	水道課	水道課 粕谷 明博		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	地方財政法第13条	関係する計画、通知等	「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第3号)により、都道府県知事が水道法に規定する厚生労働大臣の権限に属する認可等に関する事務を行う水道事業及び水道用水供給事業の範囲について、水道法施行令の特例に関する措置が定められ、特定広域団体である北海道に権限が移譲されたため、当該事務の実施に必要な経費を交付するもの。</p> <p>(新たな事務に伴う財源措置) 第13条 地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。</p>					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>特定広域団体において、水道法に係る移譲事務を円滑かつ広域的に実施され、当該事務が特定広域団体の事務として定着するまでの間、特定広域団体による水道事業者等への立ち入り検査に要する経費、水道事業者等の担当者を集めて行う研修に要する費用等などの事務を行う費用を交付する。</p>					
実施状況	平成21年度: 1件(北海道)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)			1	1	0.4
	執行額			1		
	執行率			100.0%		
	総事業費(執行ベース)			1		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先・用途の把握については、事業完了後提出される事業実績報告により把握				
	見直しの余地	事務移譲を受けた特定広域団体である北海道において、移譲事務が円滑に実施されたと確認された際には見直しを実施することとする。				
予算・監視の効率化	水道事業認可等事務取扱費については、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律に基づき北海道に対して交付すべき必要な事業であり、執行の観点からも概ね妥当であるが、引き続き効率的な執行に努めること。					
補記						

厚生労働省 0.7百万円

〔事務権限の移譲〕



【交付金】

A. 北海道 0.7百万円

〔事務事業の実施〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)